

進路だより

京都市立西賀茂中学校
進路指導係
令和5年度 NO.4

私立高校の授業料って……

ニュースや新聞で見られたかもしれませんが…

「**大阪府**は8月25日、無償化を進めている高校授業料について、2024年度からの段階的な所得制限撤廃を正式決定した。26年度に全学年・全世帯の府内生徒を対象に「完全無償化」を実現する。所得制限の撤廃は全国初。府は府外の私立高校などに通う府民の生徒も対象とする方針……。」

……京都府民に対して無償化になるのか？と考えてしまいがちですが、現在のところ、そのような話はありません。

じゃ～京都には今どのような制度があるの？ということで、いくつか紹介します。

●高等学校等就学支援金制度(国の制度)

全日制の国立・公立高等学校、国立・公立中等教育学校の後期課程に通う生徒は、月額9,900円(年額11万8,800円)を限度として支給されます。このお金は、学校に直接支払われます。

国公立高等学校の授業料は、年額11万8,800円のため、実質の授業料はかかりません。ただし、授業料以外にかかる教育費については自己負担が必要です。

私立学校に通う生徒の場合には、以下のように所得に応じて支給額が2段階あります。具体的には、世帯年収が約910万円未満であれば年間11万8,800円を上限に支給されます。世帯年収が約590万円未満なら、年間39万6,000円を上限に上乗せで支給されます。

●あんしん修学支援事業(京都府の制度)

国が実施する「高等学校等就学支援金」の上乗せ制度

あんしん修学支援事業は以下の条件を全て満たす方が受けられます。

1. 保護者の所得が一定の基準未満であること
2. 保護者が京都府在住であること
3. 京都府内の私立高等学校（認可校）に通学していること

左の条件に
あてはまるのか
どうかは
私立高校に確認
してください

生活保護世帯：年額980,000円までを支援（高等学校等就学支援金（396,000円）を含む）

年収590万円未満：年額650,000円までを支援（高等学校等就学支援金（396,000円）含む）

年収590万円以上910万円未満：年額198,800円までを支援（高等学校等就学支援金（118,800円）含む）

○奨学のための給付金…給付(返済不要)（京都府の制度）

○京都市高校進学・修学支援金

この2つは年明けに案内を配布予定です

◇京都府高校生等修学支援事業…返済が必要です。……12月に申請が必要です

①高等学校等修学金貸与制度…通学のために

②修学支援特別融資利子補給制度

◇生活福祉資金…返済が必要です

……各家庭で北区社会協議会に連絡が必要です

○①教育支援費(つなぎ資金) 高校・大学・高専に通うための費用

○②就学支度費 高校・大学・高専に入学するための費用

これらの支援制度の詳細については、10月中旬に予定されている進路保護者会で説明します。